

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 4 月 17 日

水 曜 日

第 3607 号

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施 1
- 道路の区域変更 4
- 道路の供用開始 6
- 土地改良区の定款変更の認可

公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 7

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施 14
- 機械警備業務管理者講習の実施 19

告 示

富山県告示第204号

特定計量器の定期検査の実施について

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項に規定する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

平成 25 年 4 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 対象となる特定計量器

- (1) 非自動はかり、分銅及びおもり
- (2) 皮革面積計

2 検査を行う区域

魚津市、滑川市、黒部市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

3 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
------	------	------

6月11日(火)	午前10:30～午後3:00	中新川郡立山町岩崎寺21番地 立山町岩崎公民館
6月12日(水)	午前10:00～午後3:00	中新川郡立山町前沢2440番地 立山町役場
6月13日(木)	午前10:00～午後3:00	中新川郡立山町前沢2440番地 立山町役場
6月14日(金)	午前10:30～正午	中新川郡舟橋村佛生寺55番地 舟橋村役場
6月18日(火)	午前10:00～午後3:00	中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場
6月19日(水)	午前10:00～午後3:00	中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場
6月25日(火)	午前10:30～午後2:30	下新川郡入善町芦崎 321番地 2 芦崎漁業研修センター
6月26日(水)	午前10:30～正午	下新川郡入善町舟見1870番地 入善町社会体育館
同上	午後1:30～午後3:00	下新川郡入善町新屋2541番地 入善町新屋公民館
6月27日(木)	午前10:00～午後3:00	下新川郡入善町入膳5232番地 5 入善まちなか交流施設うるおい館
7月2日(火)	午前10:30～午後3:00	下新川郡朝日町藤塚31番地 朝日町立あさひ野小学校
7月3日(水)	午前10:00～午後3:00	下新川郡朝日町道下1133番地 朝日町役場
7月9日(火)	午前10:30～午後3:00	黒部市宇奈月温泉 643番地 黒部市宇奈月公民館
7月10日(水)	午前10:30～正午	黒部市宇奈月町内山3353番地 黒部市役所宇奈月庁舎
同上	午後1:30～午後3:00	黒部市宇奈月町浦山2100番地 2 黒部市中央公民館

7月11日(木)	午前10:00～午後3:00	黒部市生地中区 361番地 黒部市コミュニティセンター
7月12日(金)	午前10:00～正午	黒部市田家新16番地 黒部市田家公民館
同上	午後1:30～午後3:00	黒部市岡 165番地 1 黒部市石田公民館
7月16日(火)	午前10:00～午後3:00	黒部市三日市2981番地 黒部市民会館
10月1日(火)	午前10:00～正午	魚津市小川寺3027番地 魚津市西布施公民館
同上	午後1:30～午後3:00	魚津市浜経田 466番地 魚津市経田公民館
10月2日(水)	午前10:00～午後3:00	魚津市六郎丸1062番地 魚津市農村環境改善センター
10月3日(木)	午前10:00～午後3:00	魚津市村木町1番21号 魚津市立村木小学校
10月4日(金)	午前10:00～午後3:00	魚津市本町一丁目1番10号 魚津市大町公民館
10月8日(火)	午前10:00～午後3:00	魚津市友道1401番地 魚津市本江公民館
10月9日(水)	午前10:00～午後3:00	魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所
10月16日(水)	午前10:00～正午	滑川市四ツ屋 134番地 滑川市立東部小学校
同上	午後1:30～午後3:00	滑川市赤浜 727番地 滑川市立南部小学校
10月17日(木)	午前10:00～午後3:00	滑川市加島町 194番地 滑川市西地区コミュニティホール
10月18日(金)	午前10:00～午後3:00	滑川市吾妻町 426番地 滑川市民交流プラザ

6月11日（火） から12月6日 （金）まで（日 曜日及び土曜日 並びに国民の祝 日に関する法律 （昭和23年法律 第178号）に規 定する休日を除 く。）	午前9：00～午後4：00	富山市新庄町39番地の6 富山県計量検定所
---	---------------	--------------------------

4 特定計量器の所在の場所において実施する定期検査

対象となる特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合は、平成25年6月11日（火）から同年12月6日（金）までの間において別に定める期日に実施する。

富山県告示第205号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年4月17日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒部朝日公園 線	下新川郡朝日町細野 189番 1から	変更前		最大 9.8 最小 6.7	153.7	新川土木 センター 入善土木 事務所

	下新川郡朝日町細野 179番 1 まで	変更後	最大 11.5 最小 11.4	153.7	
県道 入善朝日線	下新川郡朝日町元屋敷字中 畑1761番3から	変更前	最大 8.7 最小 7.0	180.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町元屋敷字古 宮1808番10まで	変更後	最大 16.0 最小 13.0	180.0	
県道 入善朝日線	下新川郡入善町櫛山新 870 番1から	変更前	最大 8.4 最小 4.6	60.9	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町櫛山新22番 まで	変更後	最大 28.5 最小 5.5	60.9	
県道 小杉櫛山新線	下新川郡入善町櫛山新 215 番3から 下新川郡入善町櫛山新前田 215番3まで	変更前	最大 6.1 最小 3.0	19.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町櫛山新 215 番3から 下新川郡入善町櫛山新 870 番1まで	変更後	最大 30.0 最小 13.5	29.9	
県道 沓掛魚津線	黒部市田家新1242番6から	変更前	最大 9.0 最小 7.2	30.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市田家新1242番1まで	変更後	最大 14.6 最小 12.6	30.0	
県道 上市北馬場線	中新川郡上市町極楽寺 154 番から	変更前	最大 7.3 最小 7.0	209.7	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町極楽寺 188 番2まで	変更後	最大 9.0 最小 9.0	209.7	

富山県告示第206号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年4月17日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部朝日公園 線	下新川郡朝日町細野 189番1 から 下新川郡朝日町細野 179番1 まで	平成25年4月17日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 入善朝日線	下新川郡朝日町屋敷中畑1761番3 から 下新川郡朝日町屋敷古宮1808番10 まで	平成25年4月17日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 入善朝日線	下新川郡入善町梶山新 870番1 から 下新川郡入善町梶山新22番まで	平成25年4月17日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 小杉梶山新線	下新川郡入善町梶山新 215番3 から 下新川郡入善町梶山新 870番1 まで	平成25年4月17日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 杓掛魚津線	黒部市田家新1242番6 から 黒部市田家新1242番1 まで	平成25年4月17日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 上市北馬場線	中新川郡上市町極楽寺 154番から 中新川郡上市町極楽寺 188番2 まで	平成25年4月17日	富山土木 センター 立山土木 事務所

富山県告示第207号

土地改良区の定款変更の認可について

福野町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24

年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、平成25年 4 月11日認可した。

平成25年 4 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
公 告  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成25年 4 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザ 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成25年11月 1 日から平成32年 8 月31日まで（82か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第 152号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富

山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (3) 本装置の故障等に対応するため、保守担当者と連絡が取れる体制を確保できる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成25年4月17日から同年5月22日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成25年5月1日 午前10時30分

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 204会議室

- (4) 入札書の提出期限

平成25年5月28日 午後5時15分

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成25年 6 月12日 午前10時30分

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 204会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
X-ray Microanalyzer, one set
 - (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on May 28, 2013
 - (3) Contact point for notification:
Accounting Section, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan
Telephone: 076-441-2211
-

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成25年 4 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察ネットワーク端末等 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成25年12月 1 日から平成30年11月30日まで（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第 152号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 本装置の稼働後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部警務部会計課調度係
電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成25年4月17日から同年5月22日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成25年5月1日 午前10時
イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部2階 204会議室

(4) 入札書の提出期限

平成25年5月28日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成25年6月12日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 2 階 204 会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入

札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Toyama Prefectural Police Network Client, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on May 28, 2013
- (3) Contact point for notification:
Accounting Section, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan
Telephone: 076-441-2211

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により公示する。

平成25年 4 月 17 日

富山県公安委員会委員長 永 原 功

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成25年6月24日（月）から7月2日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	平成25年6月27日（木）から7月2日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の4日間

- (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成25年7月8日（月）から12日（金）までの5日間
追加取得講習	平成25年7月11日（木）、12日（金）の2日間

- (3) 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成25年7月8日（月）から12日（金）までの5日間
追加取得講習	平成25年7月11日（木）、12日（金）の2日間

- (4) 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成25年7月8日（月）から12日（金）までの5日間
追加取得講習	平成25年7月11日（木）、12日（金）の2日間

2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務にあっては新規、追加取得講習共に7月12日（金）は午前8時30分から午後0時20分まで）の間

3 実施場所

富山県富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市職業訓練センター

4 講習定員

各講習とも20人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

イ 4号業務

最近5年間に、受講しようとする当該警備業務の区分に係る警備業務に従

事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1 号業務、2 号業務及び 3 号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)ア(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

イ 4 号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

講 習	事 前 受 付 期 間
1 号業務	平成 25 年 5 月 13 日（月）から 31 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間
2 号業務 3 号業務 4 号業務	平成 25 年 5 月 13 日（月）から 6 月 7 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話 076-441-2211・内線 3045）で電話受付する。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 期間

講 習	申 請 受 付 期 間
1 号業務	平成 25 年 6 月 3 日（月）から 7 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間
2 号業務 3 号業務 4 号業務	平成 25 年 6 月 3 日（月）から 14 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真の貼付けが必要） 1 通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各 1 通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記 5(1)ア(ア)及び同イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 前記 5(1)ア(イ)に該当する者は、1 級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記 5(1)ア(ウ)に該当する者は、2 級検定に係る合格証明書の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記 5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧 1 級検定の合格証の写し

オ 前記 5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧 2 級検定の合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記 5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記 5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1 号警備業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2 号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号警備業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

(電話076-441-2211・内線3045)

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成25年4月17日

富山県公安委員会委員長 永 原 功

1 講習実施日

平成25年7月31日（水）から8月2日（金）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市職業訓練センター

4 講習定員

30人

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成25年5月27日（月）から6月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

平成25年6月24日（月）から7月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までの間

7 受付場所

富山県内の警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

38,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

(1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。

(2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
（電話076-441-2211・内線3045）